

さいたま家裁にコバトンがやってきた

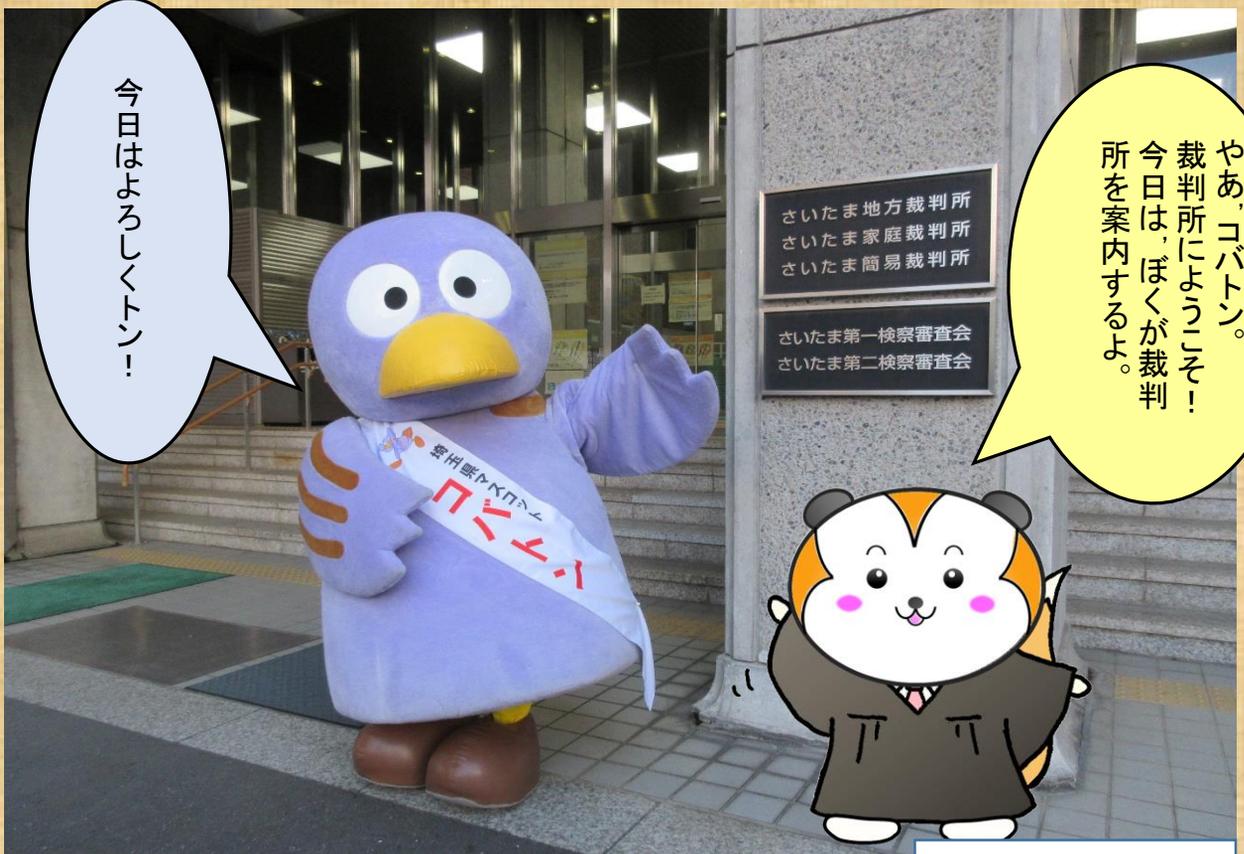
～家庭裁判所について教えて～

今日は家庭裁判所に
来たトン！



今日はよろしくトン！

やあ、コバトン。
裁判所によろこそ！
今日は、ぼくが裁判
所を案内するよ。



今日は、コバトンが家庭裁判所見学にやってきました。

裁判所マスコットキャラクター
「さいたん」

家事 訟 廷 事 務 室

か じ しょう てい じ む じつ



ここは何をする
部屋？

ここは、「家事
訟廷事務室」
といって、家事
事件の受付を
しているところ
だよ。



裁判所の建物に入ると、1階右側に家事訟廷事務室という部屋があります。家事訟廷事務室は、家事事件の申立てを受け付ける窓口になっており、家庭裁判所の家事事件(調停、審判等)について手続きをとるためには、こちらに申立書を提出します(郵送でもできます。)

※窓口をお訪ねの際は、入り口前の発券機で番号札を受け取ってください。

受付カウンター(家事訟廷事務室内)



受付での手続

申立てをするには、「申立書」を家事訟廷事務室内の受付カウンターに提出します。

申立書は、窓口のほか、裁判所ウェブサイトで書式をダウンロードできます。

家庭裁判所の手続については、[こちら](#)をご覧ください。

家事手続案内

窓口では、家庭内や親族間における問題について、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合は、申立に際して必要になる費用や準備しなくてはならない書類にはどのようなものがあるかなどの説明・案内をする「家事手続案内」も行っています(なお、家事手続案内では、法律相談や身上相談には応じることができません。)

調 停 室



ここは、「調停室」と
いって、調停の話し合
いをする部屋だよ。



話を聞いてもらおうかなー…

調停は、裁判のように勝ち負けを決めるん
じゃなくて、話し合いによりお互いが合意する
ことで紛争の解決を図る手続なんだ。



調停事件では、裁判官一人と民間の良識ある人から選ばれた調停委員二人以上で構成される調停委員会が、当事者双方の事情や意見を聞くなどして、双方が納得して問題を自主的に解決できるよう、話し合いを進めていきます。

調停成立の場合

当事者双方が合意に達すれば調書を作成します。調書に記載された合意事項は確定判決と同じ効力を有するとされています。

調停不成立の場合

当事者双方が納得するような解決策が得られない場合や当事者が出頭しない場合等には調停不成立として事件を終了させることとなります。

調停は電話でもできます



調停では、専用の機器を使って、電話で参加することもできるんだよ。

裁判所に当事者が来ることができなくても電話会議システムを利用して調停をすることができます。



児 童 室



家庭裁判所調査官

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所で取り扱っている家事事件や少年事件で調査をする裁判所職員です。家事事件であれば、子を巡る紛争事件等で、親から事情を聞いたり、児童室で子どもに会ったりします。少年事件であれば、少年や保護者から事情を聞いたりします。

見学終了 ~今日はお疲れ様~

埼玉県150周年の
ポスターもあるトン♪

すごいね！
実は調停制度も来年
100周年なんだ。



お疲れさま。
また来てね。

今日はありがトン！

